

## 公益賭博と税金

**競**馬、競輪、オートレース、競艇の四つは公営賭博競技といわれ、それぞれ根拠法と主催法人があり、どれも未成年者禁止です。

**サ**ッカーくじは公営賭博ではありませんが、サッカー競技を主催するJリーグは賭博の主催をしていないので、公営賭博競技には該当しません。運営 発行を行っているのは文部科学省の外郭団体である独立行政法人日本スポーツ振興センター（NAASH）です。JリーグはNAASHに試合情報を提供しているだけでくじの運営や助成金の分配等に対する発言権は一切ありません。くじ券のロゴの下には「FOR ALL SPORTS OF JAPAN」とあり、サッ

カーのためにあるものではないことを唱っています。

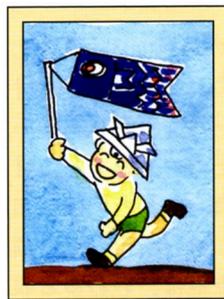
**サ**ッカーくじの購入は19歳未満禁止です。宝くじも公営ですが、刑法で賭博とはされておらず、購入に年齢制限はありません。宝くじは刑法では富くじに分類され、賭博禁止規定とは別の富くじ禁止規定の対象になります。ただし、他の法律で合法化されているものは刑法の射程外とされます。ちなみに、刑法では、賭け麻雀や賭けゴルフなど、一時の娯楽に供する物を賭けたにとどまる程度のもは罰則外とされています。

**賭**け麻雀や賭けゴルフの収入は所得です。公益賭博競技、サッカーくじ、宝くじでの払戻金も所得です。パチ

ンコ出玉の換金収入も所得です。賭博による収入は、それを職業としてやっていたら事業所得、それに準ずる程度のもなら雑所得、それ以外は一時所得に該当します。ただし、ほとんどの場合、ギャンブルは一時の娯楽でしょうから、一時所得に該当しますし、特別控除額の50万円を超える所得となるケースは多くないので、税務当局も、ギャンブル収入を原則一時所得と見ることにしています。

**賭**博行為は合法非合法を問わず課税所得ですが、例外として、宝くじは当せん金付証票法、サッカーくじはスポーツ振興投票法において「所得税を課さない」と規定されています。なお、住民税の所得計算は所得税法の規定によって算定するとされているので、住民税法に非課税の明文規定はありませんが、住民税も非課税です。

ベットの扶養控除や医療費控除はダメかという人がいますが、法改正がないと認められません。ところで、扶養親族であるかどうかの判断は、12月31日の状況で判断します。その年に死亡した人は年末には存在しないので、扶養控除はとれないと考え勝ちですが、死亡した人は死亡時で判断することになっていきますので、控除が受けられます。5日立夏、21日小満。



人並みの人間が、  
人並みの働きで終わっておれば  
人並みのことしかできない。

(実業家 鈴木三郎助)

### 5月の税務メモ

(国 税)		(地方税)	
○ 4月分源泉所得税の納付 (特例適用者を除く)	11日	○ 4月分個人住民税特別徴収分の納付	
○ 特別農業所得者の承認申請	15日	○ 3月決算法人の確定申告	
○ 3月決算法人の確定申告	6月1日	○ 9月決算法人の中間 (予定) 申告	
○ 9月決算法人の中間 (予定) 申告	〃	○ 鉱区税の納付	
○ 所得税確定申告の延納申請分の納付	〃	○ 自動車税の納付	

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。